

湯沢市書かない窓口 DXSaaS 導入業務プロポーザル審査委員会要領

第1 設置

書かない窓口 DXSaaS 導入業務を実施するに当たり、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市書かない窓口 DXSaaS 導入業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）実施要領の確認に関すること。
- （2）事業者選定に関すること。
- （3）提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- （4）その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、5人以上で構成し、次に掲げる者のうちから市長が選任することとする。

- （1）ふるさと未来創造部長
- （2）情報政策課長
- （3）窓口業務に関係する職員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、ふるさと未来創造部情報政策課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和 6 年 8 月 30 日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。